

2005.07.07 / Vol.12

1880年代教育史研究会 ニューズレター

第12号

目次

[報告] 二高研究の現状と課題に関する 報告を振り返って 小宮山道夫... 1	高等 中学校 制度の意味 田中智子..... 7
[連載] 学区の思想(10) 神辺靖光..... 2	[投稿] 生務省ト協議 過程はいかに 田中報告に関連して 鄭賢珠..... 8
第9回研究会特集 小宮山道夫... 3	[お知らせ] 教育史学会コロキウム開設の 申し込みについて 富岡 勝..... 9
[個人報告要旨] 『佐賀新聞』にみる佐賀県と第五高等 中学校のかかわり 佐喜本愛..... 4	[彙報] 連絡事項「8月の京都大会にご参加を」 第13号発行及び原稿募集について 訂正 編集後記10
第四高等中学校存立の動きについて 谷本宗生..... 5	
コロキウムテーマと私の研究 富岡 勝..... 6	

[報告]

二高研究の現状と課題に関する報告を振り返って

小宮山道夫

6月の京都大会では、谷本会員から要望のあった近代医学教育史の概説と、前回報告予定であった内容とをあわせて報告した。これまで会員諸氏に対して医学教育史の全体像や1880年前後の状況について説明することを怠っていた(自分の関心が先走っていた)ため、改めて振り返れば、良い機会を与えていただいたと思う。報告では近代以前の医学の発達過程と、幕末期の代表的な医学教育の例として適塾と長崎医学伝習所を紹介、官公立医学校の発生過程と高等中学校に至る淘汰の過程を説明した。

今回の質疑応答を通じて、高等中学校を理解する上で、医学部が設けられた意味を明らかにすることが不可欠であることを実感した。



写真1 宮城医学校制帽の図〔宮城県文書『医学校』(M19-0017)〕



写真2 仙台医学専門学校の帽章〔『東北大学五十年史 上』1960年、712頁〕

その詳細については次号以降で順次述べたい。

この場では取り急ぎ報告内容の訂正をおきたい。それは第二高等中学校の本科学生と医学部学生との気風の違いについて言及した際、学生の使用する帽章のデザインも本科生は「蜂」、医学部学生は「醫(の文字)」というように異なっていたと述べたが、これは誤りで、前身校の宮城医学校および後身の仙台医学専門学校の帽章とを混同したものだ。ここに深くお詫びしたい。『宮城県史』によれば、第二高等中学校の学生は詰襟服に制帽(丸帽子に蜂章)を着用し、医学部の学生だけが「M」の襟章をつけて区別していたという(『宮城県史 11 教育』1959年、610頁)。

ちなみに宮城医学校の場合、服制については1883(明治16)年の同校規則中の生徒心得に「生徒参校ノ節洋服ノ外ハ必ス袴ヲ着用スヘシ」とあり〔宮城県文書『県甲号達』(M16-0070)〕、1885年の改正後も「生徒参校ノ節洋服ノ外ハ必ス着袴スヘシ」と定めていた〔宮城県文書『宮城県乙号達』(M18-0074)〕。これが1886年には、課外で実施される「歩兵操練」への対応を理由に、ドイツ式の洋服に

変わった〔宮城県文書『医学校』(M19-0017)〕。

『宮城県史』には「生徒の服装は、登校の際は洋服を原則としてあったが(生徒心得)羽織袴が多かった。制服・制帽が出来たのは、ようやく十九年二月で、三月から兵式体操が教授されることになったので(『学事年報』)、和服では不便が多かったからであろう。この制服は写真〔略：引用者〕のようなもので、制帽には真鍮で径一寸二分の「醫」の帽章をつけることにした。しかしこの洋服も世人の注目をひくに至らず廃校となった。」と記述されている〔『宮城県史 6 厚生』1960年、223頁〕。

仙台医学専門学校の場合は「制帽は菱形、黒羅紗で、緑色二線の縫込があり、帽章は金色で「醫」の字を円く萩でかこんだものを使用した。又制服は立襟背広で、冬は黒或は濃紺絨、夏は霜降小倉或はセル地、靴は黒の短靴、黒或は濃紺絨の詰折襟オーバーコート形の外套を着用した。」(『宮城県史 11 教育』1959年、603頁)と記述されている。

訂正については以上。 (続く)

文中のゴシックおよび下線による強調は編集者による。

連載

学区の思想(10)

神辺靖光

1886年の「中学校令」で府県立中学校が府県一校になったとするものがあるが、これは誤りである。同令第6条は「尋常中学校八各府県ニ於テ便宜之ヲ設置スルコトヲ得」とあって府県はこれをつくってもつくらなくてもよかったのである。'88年に尋常中学校がない県が10県あるが、そのうち宮城、石川、山口、熊本、鹿児島島の5県は高等中学予備科補充科で代替している。埼玉県と神奈川県は'96年、'97年まで尋常中学校がなかった。第6条は続いて「其地方税ノ支弁又ハ補助ニ係

ルモノハ各府県一箇所ニ限ルベシ」と言っているから地方税の支出を一校に限定したのである。「土地ノ情況ニ随ヒ」と条件つきながら府県は中学校を設置せよとした'80年の「改正教育令」の積極策から'86年の「中学校令」はつくってもよいという消極策に転じたのである。なにがそうさせたのか。それは中学校設置の地方税支出がいかにも大変であることをこの6年間当局は身にしみたからである。

当時、地方税支出の最大は道路開削、築堤、架橋等の土木工事費であった。国是でもある

殖産興業に欠かせないものである。新制度による自治体役員の給料、役所の建築、十手取縄から警察制度に変わったための警察署、監獄の建築費も馬鹿にならなかった。府県立中学校設置の予算案は府県会で大議論となり、葬り去られることがしばしばであった。こうした実情を知っていた文部省がとった手が地方税を出すなら一校でよい、私立中学校を府県管理学校にしてもよいし（管理学校になれば徴兵猶予の特権がつく）それもできなければつくらなくてもよいという消極策になったのである。

財政が苦しかったのは府県ばかりではない。地方税の源泉である町村住民が貧しかった。とりわけ1880年代半ばに襲ったデフレーションによる米価の暴落、製糸業の破産拡大は深刻な不況を全国にもたらした。町村住民は生活に喘いだり税金は一向に減らず、その上、

村道の改修、小学校の建築費等、町村費もかかる一方であった。郡費のないこの時期、郡を単位に中学校をつくると言ってもそれは郡内の町村費に外ならない。一郡で中学校をつくるだけの町村費が集らないから数郡連合が発想されたのである。中学校の設置単位が府県とされたいま、資金が足りなければ府県連合と発想するのは趨勢である。

未定稿であるが'84年、文部省が考案した「府県連合設立高等学校」案と「連合府県立学校」案がある（宮城県公文書館蔵）。前者は全国を7区に分け、府県連合して高等学校をたて費用の1/10を国庫が負担するというもの、後者は数府県が連合して医学校や「高等ナル農学校」をつくるというものである。これが変形して'86年の高等中学校になったことは容易に想像できる。

第9回研究会特集

小宮山道夫

2005年6月4日～5日に京都・三高会館にて第9回の研究会を開催しました。今大会は教育史学会のコロキウム申請の枠組みを検討する重要な回ということもあり、オルガナイザーの富岡会員、報告者の谷本・田中両会員を中心に、参加者全員により熱の籠もった議論が展開されました。各報告の詳細については各会員の記事などに委ねることとし、以下は日程に沿って大会の進行状況を報告します。

1日目は13時に三高会館へ集合。荒井会員がレジュメ「高等中学校研究への問題定義 概括的問題性とテーマの絞り込みのために」により、高等中学校研究を進めていく上で注目すべき要点について報告しました。まず先行研究が一次史料に依拠した十分な考察を行えていないことを指摘し、本研究会がこれまで取り組んできた一次史料の発掘と資料

目録の充実の重要性を再確認しました。続いて(1)中学校令の策定者、(2)高等中学校の学校系統における真の位置づけ、(3)森有礼の構想と実現した制度との整合関係の検証、(4)設置区域の政策的意図の所在、という4つを解明すべき課題と位置づけ、設置区域、教育内容、教育機能の実態を分析することが解明の糸口となるという予測を提示しました。

小宮山報告はレジュメ「近代医学教育史概説 二高研究の現状と課題」により、高等中学校成立までの医学教育機関の発達過程を説明し、二高に関する先行研究の検討に関する中間報告を行いました。

続いて谷本会員が資料「情報公開法・個人情報保護法のもとでの教育史資料の利用に関する研究」により、すべての研究者が直面しながら一部関係者を除き、真剣に問題として

認識されていない二つの法律に関して解説を行い研究者の自覚を喚起しました。

1 日目の最後には、富岡会員が翌日検討するコロキウム検討案の予告を行いました。

その後は時間厳守を勧奨する懇親会幹事の厳会員に促され、一同はほぼ定刻で三高会館を後にし、懇親会場(新京極)のユニークさに度肝を抜かれつつ、コロキウムのプラン検討や教育史学会の昔話を肴に親睦を深めました。

2 日目はまず富岡会員がレジュメ「教育史学会コロキウム 提案の骨子案」によりコロキウムの全体構想について説明しました。

谷本会員は、高等中学校がどのようにしてできたのかという課題に迫るため、第四高等中学校の運営経費の取扱いに関する地域の議論などを題材に、地域の事情を説明しました。また、高等中学校がなぜできたのかという点に迫る重要な鍵として、東京大学予備門の存在を一次史料を用いて紹介しました。

田中会員はレジュメ「高等中学校設立をめぐる問題 第三高等中学校を中心に」により、副題とは異なり三高の事例にとどまらず、

高等中学校全体を見渡して、経費、私学の問題、森文政と高等中学校制度、設置区域の4つの視点から、そこに横たわる疑問点とそれらの解明の手がかりについて報告しました。

報告者2人の準備した内容が良い意味でオルガナイザーの期待に背いていたため、急遽富岡会員の構想した構成に変更を加えることになりました。種々検討の結果、コロキウムの司会を荒井会員にお願いし、富岡会員がオルガナイザーとして要旨説明を実施、そして谷本会員が東京大学予備門と府県連合高等学校構想を題材に高等中学校は何故できたのかという報告を、田中会員が第三・第四高等中学校の事例を紹介しながら高等中学校の成立過程を整理し、高等中学校はどのようにできたのかという報告を行い、そして再び富岡会員が両報告の内容を受けて、高等中学校研究および1880年代教育史研究の方向性について公表する構成に決定しました。なお、コロキウム開催に向けて少なくともあと1回ずつ、会員全体での検討と、担当者による打合せが必要であることを確認しました。

[個人報告要旨]

佐喜本愛さん報告

『佐賀新聞』にみる佐賀県と第五高等中学校のかかわり

2月の研究会において「なぜ第五高等中学校が熊本に設置されたのか」について報告した。現在熊本県以外の九州各県の動向を調査中である。今回は『佐賀新聞』における高等中学校に関する記事を紹介してみたい。

管見の限り『佐賀新聞』に第五高等中学校に関する記事が掲載されるのは1887年11月16日の「第五高等中学校経費の本年度分担額は佐賀県が2743円、九州7県の分担額合計は2万5000円」という経費に関することであった。その後、新聞の記事を見る限り佐賀県では尋常中学校費予算審議の中で県内から第五

高等中学校の入試合格者がなかったことが問題とされ、尋常中学校のレベルおよび存在そのものが議論となっている(1887年12月18日)議会における議論の詳細は未確認であるが、同年12月25日の記事を見る限り佐賀県から4人が仮入学を許されるも、本入学生なしの状態であったようだ。同年5月12日には県から5人の受験者がいたことが記事になるも、その後も受験者の少なさ、合格者の少なさがたびたび問題とされている。

他県との比較や記事以外の実態を調査しなければ正確なことはいえないが、佐賀県尋常

中学校では1888年に、校長更迭に反対して生徒260名が退校願いを提出（同年5月8日）するなど、いわゆる「騒擾」が起こっており、その後も尋常中学校の内部の混乱が続いている。第五高等中学校への進学ということそのものが未整備であったこと（それどころではない実態）が窺える。

とはいえ1888年4月7日には第五高等中学校教諭高須碌郎、同年11月26日には第五高等中学校校長野村彦四郎が学事巡査のため佐賀県を訪れ、尋常師範、尋常中学校、干城学校の視察を行っており、また1889年10月13日には尋常中学校長千葉常男ら3人が九州各県学務課長会議のため熊本を訪れるなど他県との連携の有り様も確認できる。なお、記事によれば1891年10月23日には第五高等中学校で九州中学校長会議が開催されているようである。

ところで、上記の干城学校は佐賀県出身の軍人が創設した、将来陸軍士官学校に進学す

ることをその目的とする学校であった。この干城学校と第五高等中学校の生徒の様子で興味深い記事があったので最後に紹介しておきたい。1891年11月に干城学校の生徒は西松浦郡有田町～佐世保港～杵島郡武雄を往復する三日間の行軍を行っていた。その帰途、有田付近で同じく行軍中の第五高等中学校生徒とすれ違った際、干城学校生徒が出会い銃による敬礼をしたが、五高生は何の反応もしないばかりか「冷笑」して過ぎ去ったという。記事は干城学校の生徒の怒りを伝えると共に「五高生らしからぬ態度」だと批判している。何をもって「五高生らしい」とされていたのかは今後の課題であるが、各学校のいわゆる「校風」の形成に関わって当時の生徒達の有り様の一端を垣間見ることができるだろう。

今回は6月の研究会後に行った調査の一部の報告にすぎない。今後、他県の新聞記事を追いながら、記事の裏付けがとれる史料の探索に努めたい。

谷本宗生さん報告

第四高等中学校存立の動きについて

初期の帝国議会では、自由党議員の長谷川泰（新潟県）らが中心となって、国の経費削減をはかるため高等中学校の廃止論が展開された。高等中学校の運営経費が国費のみとなったため、高等中学校の設置目的が問題視され、その役割・機能も批判の対象となったのである。第1回帝国議会（1890年11月～1891年3月）の予算委員会では、最終的には否決されたが、いったんは1891年度の文部省予算案において高等中学校の廃止（ゼロ査定）が決定されたのである。

このような帝国議会の動きに対抗して、河瀬貫一郎や森下森八といった第四高等中学校の誘致に尽力した県教育会や県・市会などの有志が、「高等中学校存立ノ儀ニ付請願」（高

等中学校存立請願）『久徴館同窓会雑誌』第32号、1891年1月20日、32～35頁）を速やかにまとめ、衆議院提出のためその署名・捺印に県内各地を回っている。

高等中学校存立のための「請願」には、「設置ヲ希望スル地方ニ於テハ争フテ金ヲ醸シ資ヲ獻シテ以テ稍クニ希望ヲ徹底スルコトヲ得」て獲得することができた高等中学校を、政策側の都合だけで地元の事情を無視して一方的にほごにすることはできないという反対理由が明確に示されている。高等中学校は、もはや「地方学事」の中心として「地方人民ヲシテ進学ノ心ヲ振起」させ、「立身処世ノ道」を志す青年子弟にとっての「高等ノ教育ヲ受クルノ門即チ大学ニ入ルノ階梯」となってい

る。高等中学校の廃止は、「況ンヤ最親ノ父兄ハ多年衣食ノ資ヲ割キテ学費ヲ供シ最愛ノ子弟ハ刻苦蛩雪ノ勞ヲ積ミ以テ彼我互ニ相期スル所アルニモ拘ラス其学生カ一朝失路ノ人タルト同時ニ其失費辛勞ハ徒ニ水泡ニ歸シテ互ニ暗涙ヲ呑ムノ不幸ニ陥ルニ於テヲヤ」を意味するものであったという。〈要検討課題〉

高等中学校存立ノ儀ニ付キ請願

全国五箇ノ高等中学校費モ廃除ノ一ニ加ヘラレタリト蓋シ政費節減ノ事タル目下ノ緊急問題ニシテ民力休養ノ上ニ於ケル復タ止ムヘカラサルノ方策タルカ故ニ某等ハ謹ミテ以テ賛同ノ意ヲ表スルニ躊躇セサルナリ然リト雖トモ政費節減ノ余響ヲ以テ俄カニ高等中学校費ノ廃除ニ及ホシ以テ現存セル全国五箇ノ高等中学校ヲ廃止スルニ至リテハ是レ教育上ノ厄運国家ノ不幸ナルカ故ニ某等ハ敢テ其微衷ヲ

公ケニシ以テ同校ノ廃止ヲ不可トスル所以ヲ陳述セン...略...利益ノ要件ハ忽チ消滅シテ地方学事ハ復タ明治十九年以前大学予備門ノ制ヲ実施セシ昔日ノ如キ寂寥々ノ觀ヲ呈スヘキハ必然ナリ然レトモ地方ニシテ今日ノ高等中学ニ代ルヘキ学校アラハ寧口之ニ一任シテ高等中学ノ廃止ヲ議スルモ決シテ遺憾ナク却テ或ハ其得策タルヲ認ムルニ至ラント雖モ今日ノ事情未タ俄カニ之ヲ許サス...略...高等中学校費ヲ廃除セシハ是レ全ク高等中学校ヲ不必要トシテ廃棄スルノ意見ニ出テタルニアラズ宜シク地方税若クハ聯合府県ノ費用ヲ以テ之ヲ維持セシムヘシト...略...故ニ今日ニシテ高等中学以上ノ経費ヲ地方議會ノ議ニ附シ一県若クハ数県ノ小經濟ニ委シテ省ミサルカ如キハ頗ル憂慮ニ堪ヘサルモノアルナリ

斜字による強調、省略は引用者。

富岡 勝さん報告

コロキウムテーマと私の研究

6月の京都例会でコロキウムについて集中的に議論した結果、コロキウムテーマと、大筋の流れとが確定したが、その数日後、コロキウムに関連して、私自身の研究テーマについて思いついたことがあるので記しておきたい。

次回の8月京都大会のときに、できれば他の会員の意見もきいてみたいと思う。

コロキウムの準備を始めた頃、私自身のなかでは、研究会のコロキウム開催を、自らのテーマ（高等中学校や尋常中学の校友会、寄宿舍など）とはやや距離を置いた形で、共同研究としての基礎作業として必要だから何とかしよう、というぐらいに考えていた。しかし、ふと気がついたのだが、今回のコロキウムテーマ「1880年代日本教育史の再検討にむけて 高等中学校は何故、どのようにできたのか」は、私の研究テーマにとっても大きなヒントがかくれているかもしれない。

高等中学校について、

- 1) 諸学校令発布時の構想と、
- 2) 森文政末期の諸学校令修正にむけた検討作業と、そして
- 3) 森文政期以後の位置づけと異なる可能性があるとしたら、生徒の教育方針にかかわる校友会や寄宿舍などについての学校側方針の変化の有無についても、これらの時期を通して検討していく必要があるだろうと思い始めた。

これまで、こうした視点ではあまり取り組んでこなかったが、もしかしたら、これまでの自分自身の研究でうまく説明できていなかったことが、もう少しすっきりするかもしれない。

たとえば、第一高等中学校における生徒の生活面を見ると、高等中学校としてのスタートを切った1886年においては兵式体操、行軍演習、とともに、寄宿舍内における嚴重な取

り締め方針が目につく。これら1886年の状況と、森文政以後の1890年における寄宿舎自治制の導入や校友会の設立などの動きとがどのような関係を持つのか、何らかの違和感を感じながらも、あまり明確に説明できなかった。寄宿舎自治が、生徒にとって下宿生活ほどの自由気ままを意味しないとしても、兵式体操と寄宿舎自治との間には共通点よりも質的相違を何となく感じてきた。

「高等学校は何故、どのようにしてできたのか」という視点に立って、生徒の生活面においても高等学校全体の位置づけと関係した何らかの方針転換があったかもしれないと考えれば、もう少し違った分析が可能にな

ってくるかもしれない。

また、校友会を設立した尋常中学校が増加傾向を示したのが、少なくとも森文政以後であったことも、高等学校と尋常中学校との連絡関係も含め、もう少し政策分析にもとづいた説明ができるのかもしれない。

以上、まだ思いつきの段階に過ぎないが、今回のコロキウムを通して、もしかしたら私自身の研究にもっとも不足している「大きな視点からの仮説」に関するヒントを得ることができるのかもしれない。こうした目標をひそかに持ちながら、コロキウムの成功にむけ努力していきたいと考えている。

田中智子さん報告

高等 中学校 制度の意味

高等学校制度の源流を、とりあえず1884年10月の「府県連合設立高等学校」構想()に求めるとすると、現在判明している限りでは、これが1886年1月頃には五「大学校」構想()となり、4月には高等「中学校」制度()としてひとまず落ち着いたという流れを描くことができる。

これらの構想の異同を明確にする必要がある。は高等中学校制度を髣髴とさせる府県連合支弁制を述べているが、には現在のところ、地方からの支弁という発想は認められず、断絶性をもつ構想と捉えるほうがよいのかもしれない。ただ、同時期に進行している大学分校の大阪南部への移転計画において、大阪府の医学校もそこに引き移す計画があるとの新聞報道があり、これを信用するならば、の五大学校構想が府県教育との関わりを念頭に置いていた可能性もなきにしもあらずである。

現実の法令化にまでこぎつけた は、単独の制度ではなく、尋常中学校制度と抱き合わ

せた「中学校」令というかたちで公布される。結果論ともいえようが、「中学校」と規定することで府県教育行政との関連を強く意識させるものとなり、事実そのように事態は動いた。

例えば第三高等中学校の京都設置にあたり、設置費用は府の側から捻出されたが、当初府は、「中学校費」として新たに地方税を追徴し、従来積み立てられている「中学校資本金」に加えて10万円とし、府の京都中学校の財産処分を行う、という迂遠な方法を考案し、府会にかけていた(結局前者は特別費目「高等中学校創立費」として追徴されることとなるが)これは地方税規則上、官立高等学校への設置費用支弁がかなわないとみた府吏が考え出した苦肉の策である。この新教育制度が、高等「中学校」であったからこそありえた芸当だったといえよう。

しかしテクニク的な問題としてだけではなく、既存の中学校資本金を増やした上で、すべて高等中学校設立費用に回してしまうこととは、府の中学校の廃止を意味する。府会

での府吏の発言によれば、府の中学校を新設
高等中学校の予科として組み込んでしまえる
との見通しがあった。つまり念頭にあったの
は、高等中学校と府中学校との統合である。
だからこそ、中学校資本金の全額投与を納得
できたのである。

高等中学校制度は、既存の府県教育行政の
再編をとまなうものとして受け止められ、機
能した。それはこの制度が、の「高等学校」
でもなく、の「大学校」でもなく、「中学校」

であったことが大きい。果たしてそれは、文
部官僚のそもそもの狙いだったのか、それと
も意図を超えた結果だったのだろうか。

中野実氏の研究は、高等中学校制度を帝国
大学制度との関わりから追究する視点が強い
が、高等中学校制度が高等「中学校」制度で
ある以上、府県教育行政との関わりという側
面を重要視してみたいというのが筆者
の立場である。

投 稿

「主務省ト協議」過程はいかに 田中さんの報告に関連して

鄭 賢珠

先月の京都大会でも田中さんから提起され
た文部省の他省との協議有無問題は未解明の
部分が多いままである。その時の議論では、
教育行政において地方と中央との協議の場と
して地方長官会議が言及されたに留まった。
そこで、ここでは、文部省と他省庁との間に
協議が必要だった事柄、特に地方視学官の設
置と移管を具体的にあげ、その協議の形態を
探ってみることにした

明治32年6月6日法制局が作成し閣議に提
出した以下の文章がある。

別紙文部大臣請議各省官制通則外四件改正又ハ
廃止ニ関スル件ヲ審査スルニ右各案ハ孰レモ請
議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム但高等官官等
俸給令中改正ノ件ハ今般道庁府県視学官ヲ新設
シタルノ結果ニシテ相当ノ儀ト思考スト雖其ノ
官等ヲ道庁府県警部長ト同シク四等以下トシ参
事官ノ上ニ置カムトスルハ其ノ当ヲ得サルヲ以
テ道庁府県参事官ト同シク五等以下ト為スヲ要
ス抑モ視学官ノ職務ハ地方行政中内務部行政ノ
一部ニ属スル教育事務ヲ掌ルモノニシテ地方行
政中独立ノ一部ヲ為ス警察部ノ長タル警部長ト
同等ノ地位ニ置クヘキモノニアラサルノミナラ
ス知事ノ顧問ト為リ地方行政ノ全部ニ関与スル

参事官ノ上ニ置クハ最モ其ノ当ヲ得ス此ノ如キ
ハ地方庁内高等官ノ位置ニ非常ナル不権衡ヲ来
シ終ニ各部課ノ平和ヲ害シ事務ノ渋滞ヲ生スル
に至ルヤ明ナリ依テ視学官ノ官等ハ之ヲ五等以
下ト為シ参事官ト同シクセラルヘキモノト認ム
但此ノ点ニ関シ主務省ニ協議ヲ為シタルモ終ニ
其ノ同意ヲ得ス其ノ他呈案附箋ハ主務省ト協議
済

(中略)

付箋

北海道庁視学官及府県視学官ノ官等ハ四等乃至
七等トセラレムコトヲ望ム

下線、省略は引用者。

第13回帝国議会(明治31年12月3日~同
32年3月9日)で行われた地方視学官設置議
論の中で、文部省側が明らかにした地方視学
官の設置理由は、既存視学機関の活動を充実
させるためであった。しかし、文部省が5月
19日に提出した案は6月6日以前の段階で主
務省である内務省との協議を経て修正が行わ
れたのであろう。同年6月15日の各省官制通
則改正では、「但シ視学官ノ進退ハ内閣総理大
臣ヲ経テ内務大臣及文部大臣之ヲ上奏ス」と
いう但書が加えられ、ようやく制度として運

用される。ここでは、視学機関相互の「系統」に関する条項は見えない。

そして、明治34年6月の地方官会議で江木千之(広島)・服部一三(兵庫)などの地方官が府県視学官の廃止も念頭に置いて現制度の見直しを主張した(「地方官の気焰」『教育時論』585号、明治34年7月15日)。そして、9月に曾禰荒助大蔵大臣が提案した行政・財政整理案に「文部省及び各府県の視学官は総て廃止」する内容が含まれており(「視学官廃止の議」『東京朝日新聞』明治34年9月19日)同月学制研究会が文部大臣に促し、その

結果、明治35年以降、地方視学官は内務省へ経費が移管され、内務省所管で存置することになったのである。新聞、帝国議会速記録、公文類聚をみることで、地方視学官の予算に関しては、内務省と文部省、大蔵省の間で、異なった構想が協議されたことは想定できる。しかし、実際に、正式の協議の事前に、関係省庁間で交渉されたの(文書の回覧によるものか、担当者の接触によるものか、そもそも他省との交渉を担当する役目のものは存在するのか)は依然として明らかにできなかった。

お知らせ

コロキウム開設の申し込みをおこないました

富岡 勝(「オルガナイザー」担当)

6月の研究会での話し合い内容にもとづき、以下のような趣旨でコロキウム開設申し込みを、教育史学会第49回大会(本年10月8日~9日於東北大学)準備委員会に提出しました。コロキウムは10月9日午後4時~の予定です。このニューズレターをご覧のすべての皆様のご参加を心よりお待ちしております。以下、趣旨文(6月20日現在)です。

テーマ:「1880年代日本教育史の再検討にむけて 高等中学校は何故、どのようにできたのか」

オルガナイザー 富岡 勝(近畿大学)
司会 荒井 明夫(大東文化大学)
報告者 谷本 宗生(東京大学)
田中 智子(京都大学)

設定趣旨

森有礼による諸学校令は、日本の学校教育制度の基礎を確立したものであるとして画期的な意義をもつものとして従来評価されてきたが、佐藤秀夫、久木幸男などによって、諸学校令は過渡的・中間的なものではなかつ

たか、という問題提起がおこなわれていた。

私たちは、このような問題意識を発展的に受け止め、森文政期を含む1880年代の日本教育史を政策・制度・実態の面にわたって再検討することを目的に、帝国大学に関する検討を開始していた故中野実会員を中心に、今から4年前に「1880年代教育史研究会」(現在、会員10名)を結成し、一次史料の収集・分析を含めた活動を進めている。

今回のコロキウムでは、本研究会からの中間報告および問題提起として、高等中学校をとりあげる。史料の収集状況を紹介するとともに、とくに「高等中学校はなぜ、どのようにできたのか」というテーマをとりあげて問題提起をおこない、1880年代日本教育史の再検討に向けた活発な意見交換をしていきたいと考えている。

提案概要

- 1.わたしたちの問題意識 (富岡)
なぜ1880年代に注目するか高等中学校

に関する先行研究と問題意識史料収集状況の報告

2 高等学校は何故できたのか 東京大学予備門と府県連合高等学校構想を手がかりにして (谷本)

3 高等学校はどのようにできたのか 第三高等学校と第四高等学校を手がかりにして (田中)

4.わたしたちの仮説 (富岡)

以上

彙報

連絡事項「8月の京都大会にご参加を」

6月の研究会で確認されましたように、コロキウムの成功にむけた最終準備として、8月22日(月)～23日(火)の日程で、またまた京都(三高会館)で研究会をもちます。内容は、1)コロキウムの最終準備(提案:谷本・田中・富岡)、2)科研費申請について(小宮山)、3)その他研究報告(希望者1～2名)ということになると思います。夏休みながら平日になってしまいました。会員の皆さまのご参加を心よりお待ちしております。出欠確認を、まもなくおこないたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します(富岡)。

第13号発行及び原稿募集について

「1880年代教育史研究会」ニューズレターの掲載原稿は常時募集中です。投稿は大歓迎です。原稿本数・字数制限はありません。研究会での報告に関する事柄、最近の研究進展状況の報告、または1880年代教育史に関する事柄、文献、資料、史料、写真など、何でもお寄せください。原稿は、郵送または電子メールでお願い致します。

なお、次回原稿〆切は、9月10日です。

訂正

第11号「谷本宗生さん報告」(8頁)の表題部分および右段1行目に次のとおり誤植がありましたので訂正します。 誤:山田弘之 正:山田浩之

編集後記 ニューズレター第12号をお届け致します。今回もご多忙の中、原稿をお寄せ下さった会員各位に御礼を申し上げます。

前回の研究会の議論内容を、小宮山会員が整理して下さいました。また、発表要旨を報告者各位が再整理しました。そして、富岡さんからお知らせたとおり、秋の教育史学会(10月8日～9日於東北大学)において、コロキウムを開設する手続きを行ないました。当日の成功に向けて、会員各位のご協力をお願い致します。

巻頭に小宮山会員の報告を持ってきたのは、これが編集者の推奨している写真入りの原稿であるという理由の一つですが、それ以上に強調を施した一文が表している問題提起には是非注目して欲しい、という意図があるからです。

ところで皆様の積極的な寄稿により、今回は編集上の理由で原稿を全部載せることができずでした。ニューズレターには必ず全員が何かを書いて載せるという、この研究会の発足以来の理念が、富岡前編集委員の尽力によって徹底されてきたために生じた状況といえます。編集を担当するものとして実に有り難く感じているとともに、次号に回さざるを得なかった皆さまにお詫びいたします。

なお、この原稿の発送作業は、いつものように、小宮山会員が担当されました。これからも全員の原稿を載せるように、引き続き会員各位のご協力をお願い申し上げます。(蔽平)

「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第12号 2005年7月7日発行
<研究会連絡先> 谷本宗生 「1880年代教育史研究会」事務局 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学史史料室気付
<HP> http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/
<原稿送付先> E-mail: rinka@rixin.mbox.media.kyoto-u.ac.jp 蔽平 〒606-0026 京都市左京区岩倉長谷町 647-8-204